

土地鑑定評価等業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 杉戸県土整備事務所が所管する公共用地の取得等に係る土地鑑定評価、変動率調査及び標準家賃等調査（以下「土地鑑定評価等」という。）を発注する業者の適正な選定を図るため、用地部内に土地鑑定評価等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、土地鑑定評価等を発注する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

(組織)

第3条 委員会は、用地部長及び用地担当課長（杉戸県土整備事務所勤務を本務とする者に限る。以下同じ）をもって構成する。

2 会長は、用地部長をもって充て、副会長は、用地担当課長をもって充てる。

但し、用地担当課長の配置が1名の場合にあつては、会長に用地事務を担当する副所長をもって充て、副会長に用地部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(定足数)

第4条 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(運営)

第5条 土地鑑定評価等を発注する業者を選定する必要が生じたときは、用地担当課長は様式1により会長に協議するものとする。

2 会長は、前項の協議があつたときは、速やかに委員会を開催する。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、用地部長が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。